

議案第148号

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 宝塚市特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年条例第21号)新旧対照表(第1条による改正関係)

現行	改正案
<p>(手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月1日を基準日として支給する場合には100分の155を、12月1日を基準日として支給する場合には<u>100分の170</u>をそれぞれ乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>(手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月1日を基準日として支給する場合には100分の155を、12月1日を基準日として支給する場合には<u>100分の175</u>をそれぞれ乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>5 (略)</p>

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条による改正関係）

現行	改正案
<p>(手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月1日を基準日として支給する場合においては<u>100分の155</u>を、12月1日を基準日として支給する場合においては<u>100分の175</u>をそれぞれ乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>(手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月1日を基準日として支給する場合においては<u>100分の157.5</u>を、12月1日を基準日として支給する場合においては<u>100分の172.5</u>をそれぞれ乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>5 (略)</p>